

——• 森と湖は私たちの大事な宝物 •——

# 森林湖沼環境税

第4期(令和4(2022年)年度から  
令和8(2026)年度)の取組

森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止など、私たちの暮らしを守る大切な機能を有しています。また、湖沼・河川は、飲料水などの水源やレクリエーションの場として、私たちに様々な恵みをもたらしています。

茨城県では、県民共通の財産である森林や湖沼・河川を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、平成20(2008)年度に「森林湖沼環境税」を創設し、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に取り組んでいます。



茨城県

# 森林の保全・整備

- 自立した林業経営により、適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進します。
- これにより、森林の公益的機能の持続的な発揮とカーボンニュートラルの実現に貢献します。

## 森林整備の推進



主伐後の再造林



間伐

## 林業経営体の育成



高性能林業機械の導入

## 県産木材の利用促進



建築物の木造化、木質化

## 海岸防災林の保全



広葉樹等の植栽

## 森林環境教育の推進

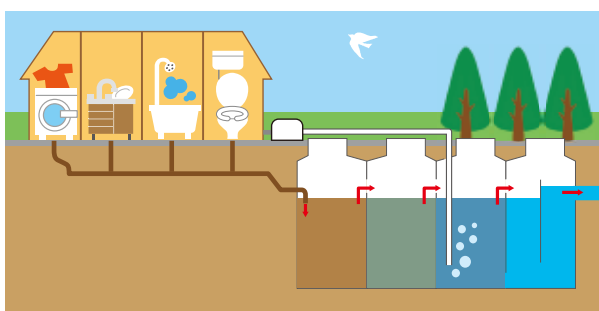


中学生による間伐体験

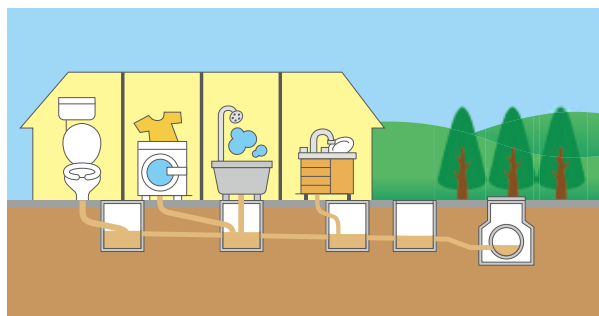
# 湖沼・河川の水質保全

- 霞ヶ浦等の水質を着実に改善していくよう、水質浄化効果が高い事業に重点化して実施します。
- 生活排水対策、コンビニや飲食店等の排水対策、畜産対策のほか、湖上体験スクールによる環境学習や市民団体への補助などを実施します。

## 生活排水対策



高度処理型浄化槽の設置促進



下水道・農業集落排水施設への接続促進

## 工場・事業場対策



コンビニ、飲食店等を含む  
工場・事業場への指導

## 畜産対策



良質堆肥の広域流通

## 県民意識の醸成



環境学習の実施



市民団体活動等への補助

## 森林湖沼環境税のしくみ

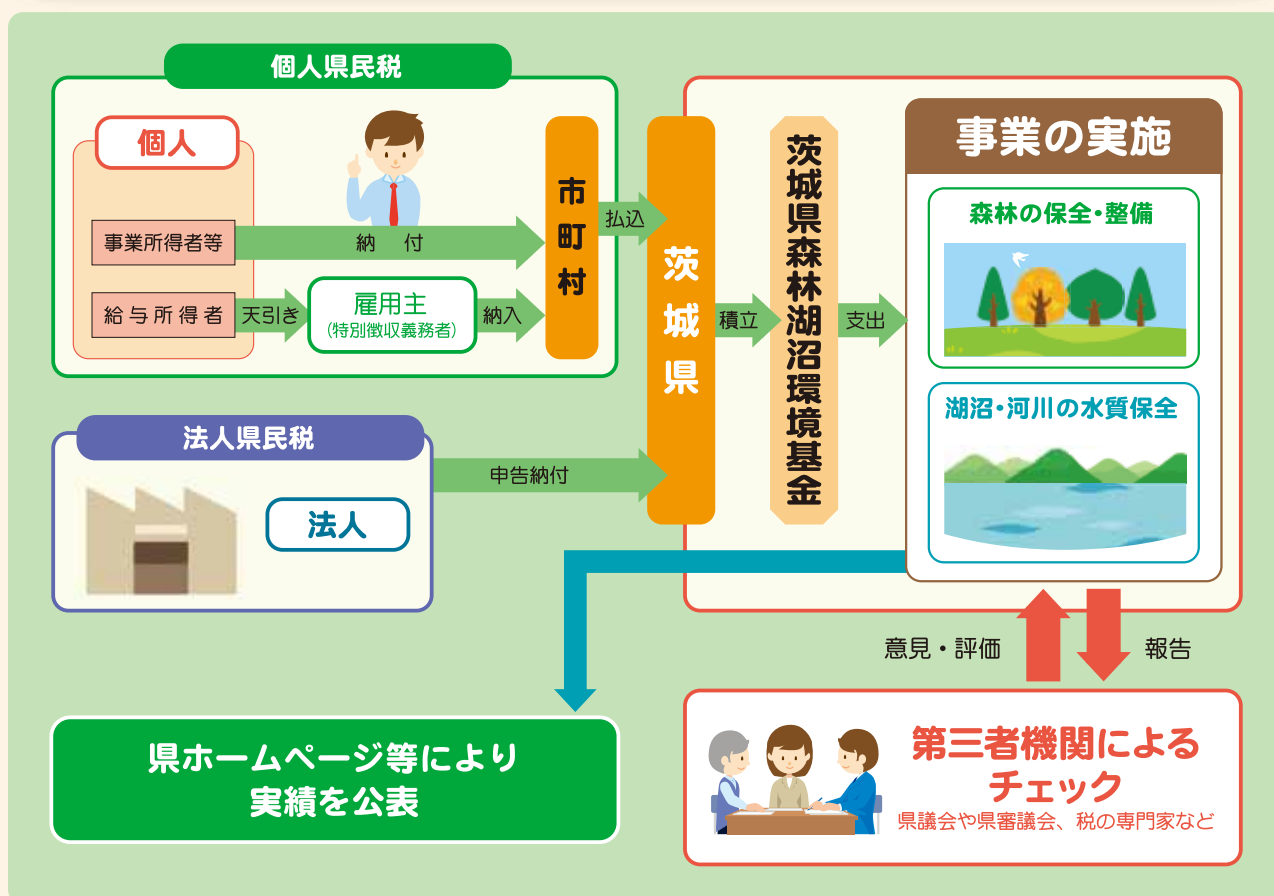
納める人	茨城県内に住所等がある個人※	茨城県内に事務所等がある法人
納める額	1,000円/年	県民税均等割額の10%/年
納める期間	平成20(2008)年度から令和8(2026)年度	

※個人県民税均等割を納める人と同じです。

次の方は、個人県民税均等割が課税されないため、森林湖沼環境税も課税されません。

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の方

## 納税から事業実施までの流れ



## 森林湖沼環境税に関するお問い合わせ先

税の仕組みに関すること	総務部税務課	電話 029-301-2418
税の使いみち(森林)	農林水産部林政課森づくり推進室	電話 029-301-4021
税の使いみち(湖沼・河川)	県民生活環境部環境対策課水環境室	電話 029-301-2968

森林湖沼環境税ホームページはこちら

茨城県森林湖沼環境税

検索